

Q5 もし、差別的な行為を見かけたり、自分が受けたりしたら、どうしたらいいですか？

A 一人で悩まずに、相談してください。法務局では、「みんなの人権110番」や「インターネット人権相談受付窓口」で相談を受け付けています。インターネット上の人権侵害については、被害者に対する削除方法などの説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。



平成28年度に施行された人権に関するその他の法律について

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と



個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的としてつくられました。

行政機関や事業者に、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止することや障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなど、障がいを理由とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが順守されるための具体的な措置などを定めたものです。平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。

※2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

この法律は、適法に居住する本邦外出身者やその子孫を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動に対して、そのような差別的言動は許されないことを宣言するとともに、そうした差別的言動の解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国などの責務を明らかにしたものです。

この法の中で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を、「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域

の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」と定義しています。平成28年6月3日に公布・施行されました。



人権相談窓口

みんなの人権110番

☎0570-003-110

インターネット人権相談受付窓口

三重県人権センター相談電話

☎233-5500

HP 法務省 人権相談

津市人権課

☎229-3165 FAX229-3366

